

島 交 規 甲 第 5 4 9 号

令 和 8 年 7 月 3 0 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

道路使用許可事務取扱要領の制定について（例規通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条に規定する道路使用許可業務に関し、この度、別添のとおり「道路使用許可事務取扱要領」を制定し、令和8年8月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議事務の取扱いについて（昭和37年12月27日島交第733号本部長例規通達）及び道路使用許可事務の取扱いについて（昭和37年12月27日島交第734号本部長例規通達）は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用許可（以下「許可」という。）及び法第80条に規定する道路管理者の特例に関し、必要な要領を定めるものとする。

第2 法令の準拠

許可の取扱いは、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第2号）及び島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号。以下「細則」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 許可対象行為

- 1 法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる行為
- 2 法第77条第1項第4号の規定に基づく細則第21条各号に掲げる行為

第4 道路使用許可申請書の受理等

1 事前相談

道路使用に係る場所を管轄する警察署長及び島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、許可対象行為を行おうとする者から事前に相談を受けたときは、必要に応じて当該行為者から当該行為に係る計画書等を提示させるなどした上で、当該行為が行われた場合における交通の安全と円滑に関し、具体的に指導を行うものとする。

2 申請の受理

- (1) 警察署長等は、法第78条第1項の規定に基づく申請書（施行規則別記様式第6。以下「申請書」という。）及び島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請を受理するものとする。
- (2) 許可対象行為に係る場所が警察署及び島根県警察高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の2以上の管轄区域にわたる申請は、原則として、主たる場所を管轄する警察署長等が受理するものとする。ただし、場所を移動する許可対象行為については、出発地を管轄する警察署長等が受理するものとする。
- (3) 許可対象行為が他の都道府県公安委員会の管轄区域にわたる場合は、それぞれの公安委員会が管轄する区域の警察署長等に申請させるものとする。

3 申請の単位

原則として、一つの許可対象行為につき1件の申請として受理するものとする。ただし、次に掲げる場合においては、包括的に1件の申請として取り扱うことが

できるものとする。

- (1) 同一の申請者が同一の警察署等の管内の近接した道路において、時間的に連続して同一の行為を行う場合
- (2) 同一の申請者が行う社会インフラ設備の維持管理作業に係る許可対象行為であって、作業範囲が狭く、かつ、短時間で完了する軽微な作業である場合
- (3) 同一の申請者が同一の目的で2以上の異なる許可対象行為を行うこととなる場合であって、1つの許可対象行為が他の許可対象行為の前提とみなされる場合

4 簿冊の備付け

警察署長等は、申請書の受理に当たり、道路使用許可申請受理簿（様式第1号）を備え付け、必要な事項を記載し管理するものとする。

なお、法第77条第1項第2号に規定する行為のうち、郵便ポスト、アーケード等の恒久的工作物の設置に係るものについては、恒久的工作物申請受理簿（様式第2号）を備え付けて管理するものとする。

5 手数料の免除

警察署長等は、申請者の警察に関する手数料条例に規定する公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者（平成12年島根県公安委員会告示第26号）の該当の有無について、適切に判断するものとする。

6 留意事項

- (1) 申請に当たっては、申請書を2部提出させ、そのうち1部を控えとすること。
- (2) 申請書の受理に当たっては、次の事項を確認すること。
 - ア 形式的要件を具備しているか。
 - イ 申請内容は、許可対象行為に係るものであるか。
- (3) 申請書には、申請の場所、区間、方法、形態等が詳細に記載された書類の添付を求めること。
- (4) 申請書及び添付書類に不備があるときは、申請者においてこれらを補正させた後に受理し、当該申請に係る行為の内容が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないときは、これを取り下げさせること。
- (5) 申請日と道路を使用する日までの間隔について、原則として1か月以内であることを確認して申請を受理すること。
- (6) 祭礼等雑踏警備を必要とする申請の受理に当たっては、受理に先立ち警察署関係課と協議の上、連携して対応すること。
- (7) 道路使用許可申請受理簿及び恒久的工作物申請受理簿は、月に1回、警察署長等がその処理状況を確認すること。

第5 審査等

1 審査基準

警察署長等は、申請を受理したときは、当該許可対象行為が法第77条第2項各号のいずれかに該当するか否かを確認し、別に定める審査基準に基づきその内容

を審査するものとする。

2 許可期間

許可の期間は、道路使用の目的、場所又は区間及び方法又は形態並びに交通の実態を勘案した上で、必要最小限の期間とし、別表に定める許可対象行為別の道路使用許可期間の基準を超えない期間とするものとする。

3 条件の付与

- (1) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために付すべき条件（以下「許可条件」という。）は、合理的かつ必要最小限度とすること。
- (2) 交通の障害を除去するため、個々の行為に応じた具体的な内容の許可条件を付すること。
- (3) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るといった交通管理上の目的以外の許可条件は付さないこと。
- (4) 許可条件と指導事項とは、明確に区分すること。

4 関係所属との調整

- (1) 2以上の警察署等の管轄区域を使用する申請を受理した警察署長等は、関係警察署長等に写しを通報した上で、許可条件の付与等の審査に必要な協議をするものとする。
- (2) 他の都道府県公安委員会の管轄区域にわたる申請を受理した警察署長等は、その旨を交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に連絡するものとする。
- (3) 交通規制課長は、他の都道府県警察から島根県公安委員会の管轄区域にわたる申請を受理した旨の連絡を受けた場合は、その旨を管轄する区域の警察署長等に連絡するものとする。

5 許可証の作成

- (1) 警察署長等は、申請を許可するときは、道路使用許可証（施行規則別記様式第6。以下「許可証」という。）を作成するものとする。
- (2) 許可条件を付するときは、許可証にその内容を記載するものとする。ただし、付する許可条件が様式の欄に収まらないときは、別紙に記載することができるものとし、当該許可証に別紙の許可条件をつづり、割り印するものとする。

6 許可証の交付

警察署長等は、許可証を交付するときは、これに許可日を記載し、公印を押印の上、原則として申請者本人に交付するものとする。ただし、申請者との関係を疎明することができる場合は、その代理人に交付することができるものとする。

第6 許可証の記載事項変更等

1 記載事項変更

- (1) 許可証の記載事項に変更が生じたときは、申請者に道路使用許可証記載事項変更届出（施行規則別記様式第7）及び交付した許可証を提出させて審査するものとする。この場合において、変更後の内容が当初受理した申請の内容と実

質的に異なるものとなる場合又は既に申請書の許可期間を経過した後の変更となる場合については、改めて新規に申請するよう申請者に求めるものとする。

- (2) 記載事項を変更するときは、申請者から提出を受けた許可証の変更箇所に変更内容を記入し、訂正箇所に朱書で二重線を引き公印による訂正を行った上で、許可証を交付するものとする。
- (3) 変更届出に係る関係書類は、申請書の控えの末尾につづり保管するとともに、道路使用許可申請受理簿又は恒久的工作物申請受理簿（以下「受理簿」という。）の備考欄に変更した旨を記載し、その処理状況を明らかにしておくものとする。

2 再交付

- (1) 許可証の汚損、破損等により再交付を必要とするときは、申請者に道路使用許可証再交付申請書（施行規則別記様式第8）及び当該許可証を提出させるものとする。ただし、紛失又は亡失した場合は、当該許可証の提出を要しない。
- (2) 警察署長等は、再交付の申請理由を確認の上、警察署等で保管している申請書の控えを複写機を用いて複写し、複写した申請書の余白に「再交付」の文字及び再交付年月日を朱書し、公印を押印して交付するものとする。
- (3) 再交付に係る関係書類を申請書の控えの末尾につづり保管するとともに、受理簿の備考欄に再交付した旨を記載し、その処理状況を明らかにしておくものとする。

3 許可条件の変更

- (1) 許可条件を変更等したときは、申請書の控えの末尾に道路使用条件変更等通知書（様式第3号）の控えを添付し保管するとともに、受理簿の備考欄に条件変更、変更内容等の所要事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。
- (2) 交通状況の変化等により、新たに許可条件を付する必要が生じたとき、又は既に付している許可条件を変更する必要が生じたときは、当該許可に係る申請者に対し、道路使用許可条件変更等通知書を交付するものとする。

第7 許可の特例

1 緊急工事に係る許可

ガス、水道管等の破裂、電線の断線、道路の陥没等に伴い災害に発展するおそれがある事態や具体的な危険に対応するため一時的に行う許可対象行為であり、申請書を提出するいとまがないと認めるときは、口頭又は電話による申告をさせるものとする。この場合において、後日、速やかに申請書を提出させるものとする。

2 集団行進及び集団示威運動に係る許可

(1) 申請

許可対象行為が集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和35年島根県条例第46号。以下「公安条例」という。）により、島根県公安委員会の許可を受けなければならない場合において、公安条例に基づき提出された集団示威運動

等許可申請書に施行規則第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、これを申請書とみなすものとする。

(2) 許可手続

公安条例に基づく申請により道路の使用を許可するときは、所属の公安条例担当者と連携の上、許可条件及び指導事項を付するものとする。

第8 許可条件遵守状況等の確認

1 実地による確認

警察署長等は、許可条件等の遵守状況及び許可に係る実施状況について、必要に応じて実地に調査して確認するものとする。

2 業務委託

法第108条の31第1項の規定により指定を受けた島根県交通安全活動推進センターに対する道路使用許可に関する調査業務の委託については、別に定める。

第9 行政処分

1 不許可

(1) 判断要素

警察署長等は、申請に係る許可対象行為を審査した結果、法第77条第2項各号に掲げる許可の要件のいずれにも該当しないときは、これを許可しないことができるものとする。

(2) 手続等

ア 許可しないときは、道路使用不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

イ 不許可処分を行うときは、許可証の「道路使用許可証」及び「上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。」の文言を二重線で抹消し、「上記の道路使用許可申請を不許可とする。」との文言を朱書し、公印を押印したものを、道路使用不許可通知書とともに申請者に交付するものとする。

ウ 不許可処分に係る申請書の控えは、道路使用不許可通知書の控え及び疎明資料とともに編てつし、受理簿の備考欄に「不許可」と記載し、その処理状況を明らかにするものとする。

2 許可条件違反に対する措置

(1) 判断要素

警察署長等は、第8の規定による調査の結果、申請者が許可条件に違反していると認めるときは、次に掲げる事項を審査の上、その許可を取り消し、又は当該違反を是正して交通の危険及び妨害を排除するために必要な期間その効力を停止（以下「取消し等」という。）することができるものとする。

ア 許可条件違反により発生した結果の重大性

イ 許可条件違反による交通の安全と円滑に与えた影響

ウ 許可条件の遵守程度

エ 許可条件違反の原因

(2) 指導警告

警察署長等は、許可条件違反の程度に応じ、申請者に対し、許可条件違反を速やかに是正させるとともに、警察署等に招致して口頭又は書面によりてん末を報告させ、指導又は警告することができるものとする。

(3) 手続

ア 弁明の通知

警察署長等は、取消し等を行おうとするときは、交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合を除き、被処分者に対し弁明通知書（様式第5号）を交付し、弁明をなすべき日時、場所及び処分理由を通知するものとする。

イ 弁明等の機会の付与

警察署長等は、被処分者又はその代理人からの弁明を聴取するときは、弁明録取書（様式第6号）により行い、処分が相当でないことを明らかにする文書等の有利な証拠の提出の機会を与え、弁明録取書の末尾にこれを添付するものとする。

ウ 処分の通知

警察署長等は、取消し等を行うときは、被処分者に道路使用許可の取消し（停止）通知書（細則別記様式第26号）を交付して通知するものとする。この場合において、処分の内容が許可の取消しであるときは、交付済みの許可証を返納させるものとする。

エ 処分後の措置

(ア) 処分後は、直ちに許可対象行為を中止させること。

(イ) 許可を取り消したときは、速やかに道路の原状回復措置を講じさせること。

(ウ) 効力を停止したときは、必要な保安要員の配置、保安施設等の設置の措置又は状況により道路の原状回復の措置等による事故防止のために必要な措置を講じさせること。

3 留意事項

(1) 被処分者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟に関する事項を教示すること。

(2) 関係書類は、申請書の控えに全て編てつするとともに、受理簿の備考欄に処分結果を記載の上、その処理状況を明らかにすること。

第10 道路管理者との協議等

1 道路占用許可

(1) 許可に係る行為が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路占用協議書（様式第7号）に申請書を添付し、関係する道路管理者へ送付の上、法第79条の規定により協議するものとする。

- (2) 道路法第32条第5項の規定により、道路管理者から警察署長等に協議があったときは、交通管理面からこれを検討した上、道路占用回答書（様式第8号）により速やかに道路管理者に回答するものとする。ただし、道路管理者において回答の様式が定められているときは、これにより回答するものとする。

2 道路管理者の特例

法第80条第1項の規定により、道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のために行う工事又は作業について、警察署長等の許可を受けることなく協議をもって足りる場合は、次のとおりとする。

(1) 協議対象

道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のために行う工事又は作業については、直営又は請負のいかんにかかわらず、道路管理者の職員が監督員として常に現場を管理するなど、当該行為の全般について道路管理者の管理下にあるものとする。

(2) 対象道路

道路法第2条第1項に規定する道路とする。

(3) 回答

法80条第1項の規定による協議に対する回答は、工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令により文書によって協議がなされたときは、協議回答書（様式第9号）により行うものとする。ただし、道路管理者において回答の様式が定められているときは、これにより回答するものとする。

第11 報告

警察署長等は、次に掲げる場合には、交通規制課長に報告するものとする。

- 1 他の都道府県公安委員会の管轄区域にわたる申請を受理した場合
- 2 行政処分を行う場合
- 3 審査請求等の紛議が予想される場合
- 4 大規模な路上協議やイベントの開催を認知した場合
- 5 アークード、上空通路等の設置に係る道路管理者等の関係機関と協議を要する場合
- 6 その他社会的反響が大きいと認められる場合

第12 細部事項

この要領に係る細部事項は、別に定める。

様式 〔略〕

別表（第5関係）

道路使用許可期間の基準

	道路使用の分類	期間の基準
1号	仮設道路を設置して現状の交通容量を確保する大規模な道路工事等	1年以内
	道路工事、管路埋設工事、軌道工事、地下道工事、跨道橋工事等	3か月以内
	移動入浴作業等（注1）	6か月以内
	架空線作業、マンホール作業、採血作業等	1か月以内
	ゴンドラ作業、搬出入等作業等	7日以内
2号	石碑の設置、電柱の設置、バス停標示施設の設置、ベンチの設置、上屋の設置、アーケードの設置、日よけの設置、上空通路の設置、上空工作物の設置、掲示板その他の広告板の設置、電柱の添架広告物の設置、取付看板の設置、情報提供装置の設置、公衆用ごみ容器の設置等	申請の期間（道路の占用許可の期間と同一）
	立て看板の設置、横断幕の設置、飾り付けの設置、建築作業用工作物（仮囲い等）の設置等	1か月以内
	舞台、やぐら等の設置	7日以内
3号	露店、屋台店、靴磨き等の店、商品の陳列台等	1か月以内（定型的なものは1年以内（注2））
4号	みこし、ロケーション、人寄せ、消防訓練、祭礼行事、集団行進、寄附金募集、宣伝物交付等	7日以内
	車両装飾（街頭宣伝）等	1か月以内
	路上競技等	7日以内
	自動運転実証実験	6か月以内

注：1 「移動入浴作業」とは、介護保険法に基づく移動入浴介護のために使用する車両を用いて、法第77条第1項第1号に規定する次の形態により行うものをいう。

- 入浴設備を搭載した車両の中で要介護者を入浴させる行為
- 湯沸装置を積載した車両からホースを用いて要介護者宅へ湯を供給する行為

なお、道路上において上記のような作業を伴わない、訪問先の居宅において入浴介護を行う等の訪問介護サービスに係る車両のやむを得ない駐車については、法第45条第1項ただし書の規定による駐車許可として取り扱うこと。

2 「定型的」とは、年間を通じ、出店日、出店場所が特定されており、毎月1回以上定期的に出店されるものをいう。